

高知市立十津小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
平成28年5月13日一部改定
平成29年9月1日一部改定
平成30年9月1日一部改定
平成30年10月22日一部改定
令和元年9月1日改定

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、高知県、高知市、地域住民、家庭その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、国及び県市の「いじめ防止基本方針」を受け、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本校におけるいじめ防止基本方針を策定する。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

なお、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

また、いじめ解消の基本的な捉え方として、以下の2つのポイントをあげる。

- (1) いじめが確認されてから3か月間の経過。
- (2) いじめを受けた本人・保護者に対し、いじめが解消されているか確認。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条においていじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍す

る学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とある。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめにあると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行うようにしている。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」で情報共有をしていく必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 本校の現状と課題

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを教職員全員が認識し、本校の教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりの人権を大切にす取組を実施している。

本校児童の意識としては、95%以上が友だちとの学校生活を仲よく過ごすことができているが、25%近くの児童が周りの人からいやなことをされた経験を持っている。教職員はこの結果から、楽しそうにしているどの子にもいじめが起こる可能性があるという意識をもち指導にあたっていかなければならない。また、Q-U等の取組で、外見の明るさとは違った捉え方をしている児童や認知の仕方等を共通理解するため、研修や分析を実施しながら全教職員が共有するようにしている。嫌な思いをする児童がいる場合は、早急にその児童の思いを聞き、関係する児童がいれば周囲の事実の確認を行っている。明確に相手が存在する場合は指導し、誤解があれば解きほぐしている。

家庭とは、連絡帳や電話連絡を通じて密に連絡を取り合い、必要なときには家庭訪問等で直接話し合うようにしている。地域や関係機関には、必要な場合はすぐ協力依頼している。

4 いじめの防止に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」重大な人権に関わる問題であることの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を養い、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づく

りも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめへの取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、児童の委員会活動と連携した活動等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る体制を整えている。

(3) いじめに対する対処

いじめがあることが確認された場合、本校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認したうえで、いじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、いじめを受けた児童や保護者の心情を十分に考慮し、相手の立場に立った対応を行うとともに、事案に応じて関係機関と連携した対応を行う。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域、関係機関との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

そして、いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会等において、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方自治体等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、高知市教育委員会（以下「市教委」と記載）と関係機関の担当者との窓口確認や連絡会議への出席など、情報を共有する体制を構築しておく。

教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、高知市教育研究所、高知市少年補導センター、高知市子ども家庭支援センター、警察署、児童相談所など、学校以外の相談窓口についても児童や保護者へ周知したりするなど、学校が関係機関と連携することも重要である。

II いじめ防止等のための対策の内容（いじめ対応全体構造図）【資料1】

国及び県の基本方針、「高知市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。「学校いじめ防止基本方針」を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方の参画を求めたり、児童の意見を取り入れたりすることにより、地域を巻き込んだ「学校いじめ防止基本方針」のもとで、児童とともに学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるよう留意する。策定した「学校いじめ防止基本方針」については、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

1 いじめを未然に防止するための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。

全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 道徳の日

月1回道徳の時間に、自己肯定感を育てる時間を設け、心と心の連携を図る。年に1回「道徳参観日」を設け、地域・保護者・関係機関に授業を公開する。そのことにより、地域社会全体でいじめ根絶を図るとともに、関係機関との連携を充実する。

② 学校のいじめ防止プログラム（参照：年間指導計画）【資料3】

別紙の年間計画のとおり、児童による「学校生活アンケート調査」を年間2回行う。加えて、Q-Uによる調査・学校評価アンケートを行い、学級での所属感・承認感等について分析を行う。さらに、月1回定例の「教育支援委員会」を開催し、気になる児童に対して教職員全体で見守る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そうした中で相手を認めると同時に認められる自分が存在することを

感じ、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

さらに、教職員の言動が、児童の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

- ・ 発達障害を含む、特別な支援を要する児童が関わるいじめについては、障害の特性から自分がいじめられていると認識できないことや、相手の迷惑になっていることに気付いていないこともあるので、より一層慎重な対応が必要である。また教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連帯、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ インターネットを通じて送信される情報について、児童及びその保護者が、発信された情報の拡散性、発信者の匿名性その他の特性等を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図るなどの、必要な啓発活動を実施する。

2 いじめの早期発見に向けての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の

教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを広く高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、発達段階に応じて児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

いじめの早期発見のために、以下のようなさまざまな手段を講じる。

- (1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- (2) おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や教育支援委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の教職員で当該児童を見守る。
- (3) 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、カウンセラー室の活用や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (4) 「学校生活に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。
- (5) エと同様に「心のアンケート」(Q-U)等により、実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

3 いじめの早期解決に向けての取組

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (1) いじめ問題を発見したときには、特定の教職員だけで抱え込むことなく、また是对応不要であると個人で判断せずに直ちに、学校いじめ対策組織に報告・相談し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、組織を中核として速やかに対応する。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けた児童を守り通すことを最優先に考え、児童や保護者の心情を十分に考慮したうえで、児童の立場に立った継続的な支援・援助を行う。いじめを行った側の児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。その際、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、ストレスへの対処や自己肯定感・コミュニケーションスキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ継続的な指導及び支援を行う。
- (3) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく家庭や地域、関係機関と連携・協力をして解決にあたる。
 - ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」

等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

- (5) いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら、指導を行っていく。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するようにする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止法第22条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。当該組織は、学校が組織的・かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

(1) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ③ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑥ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動、また、組織が被害児童を徹底して守り、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることが容易に認識される取組を実施する必要がある。

(2) 基本構成員

学校長、教頭、生徒指導担当、児童支援担当、人権教育主任、特別支援教育学校コーディネーター、養護教諭、該当学級担任とし、事案に応じて、他の本校教職員が加わる。また、本校教職員以外の委員として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とし、会議や事案に応じて、学校長から各委員に参加を依頼する。

(3) 組織体制の構築と機能

① 「教育支援委員会」

月1回、管理職、特別支援教育学校コーディネーター、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、児童支援担当が定期的集まり気になる児童について、現状や指導についての情報交換及び共通した指導方針についての話し合いを行う。

② 「いじめ対応チーム」（参照：いじめ対応チームの基本）【資料2】

いじめの報告を受けた校長は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、児童支援担当、養護教諭、当該学級担任等によるいじめ対応チームを設置する。必要に応じて、学級担任等の委員は交代・追加し、委員会を開催する。

③ 「学校いじめ対策委員会」

緊急な生徒指導上の問題が発生し、校長の判断により敏速に対処するため専門的な機関等の外部委員に依頼し、「学校いじめ対策委員会」を開催する。委員会参加メンバーは以下の通りである。

学校長、教頭、児童支援、生徒指導担当、PTA会長、高知東警察署、主任児童委員、子どもを守る会会長、青少年育成協議会会長、少年補導センター、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

5 重大事態への対処（参照：重大事態フロー図【資料4】）

(1) 重大事態の発生と調査

いじめ防止法第28条の規定により本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、および当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに市教委の指導のもと、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明白にするための調査を行うものとする。

- ・ いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月文部科学省)を参考として、適切に対処するようにする。

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、いじめ防止法第 28 条の各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席をしているような場合には上記目安にかかわらず、市教委又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

校長が重大事態が発生したと判断した場合、市教委を通じて市長へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものである。本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、市教委から、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについての判断を受ける。調査は、本校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられる。

④ 調査を行うための組織

本校が調査の主体となる場合、学校いじめ対策委員会を設け調査を行う。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ (いつ頃から)、誰から行われ、

どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、また、本校教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確するようにする。

- ・ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。本校と市教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。
- ・ 本校や市教委に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、市教委および附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、市教委など関係機関と適切に連携して対応にあたるようにする。
- ・ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として許されない行為である」ことをいじめに関わった児童に指導し、必要な措置を講じるようにする。
- ・ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をするようにする。
- ・ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

(2) 調査結果の提供および報告

本校または市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うようにする。

情報の提供にあたっては、本校または市教委は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。

調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて高知市長等に送付するようにする。

6 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、そ

の他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は以下の通りである。

- (1) 学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解
- (2) いじめ防止の対策と取組
- (3) いじめの早期発見の対策と取組
- (4) いじめへの対処の対策と取組
- (5) 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- (6) 家庭や地域との連携の取組
- (7) 関係機関との連携の取組
- (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策と情報研修

(参照：ネット上の書き込みや画像等への対応)【資料5】

7 地域や家庭，関係機関との連携

誰からも信頼される学校をめざしている本校は，これまでもいじめの早期発見・早期解消・情報発信に努めてきた。いじめ防止については，地域とともに取組を推進する必要があることから，策定した基本方針を「開かれた学校づくり推進委員会」「学年・学級懇談」「家庭訪問」等のさまざまな機会をとおして理解を得るように努めていく。

また，いじめ防止等に実効性を高めるため，「いじめ対応チーム」又は「学校いじめ対策委員会」を中心に点検・見直しに努めていく。

8 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により，いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため，下の2点を学校評価の項目に加え，適正に本校の取組を評価する。また，より実効性の高い取組を実施するため，学校いじめ防止基本方針が，本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し，必要に応じて見直すこととする。

- (1) いじめの防止およびいじめの早期発見に関する取組状況
- (2) いじめに関しての教職員の協力・指導体制